

【議題(3)】

(仮称)「北九州市地域福祉計画」
の策定について

健康福祉北九州総合計画（地域福祉計画）の見直しについて

1 「健康福祉北九州総合計画」（計画期間：平成18年度～平成22年度）について

現状の「健康福祉北九州総合計画」は、すべての市民が健康で安心して暮らすことができる「健康福祉のまちづくり」を進める保健福祉のマスタープランとして、平成18年3月に策定したものである。

本計画は、社会福祉法に定められた「地域福祉計画」（地域社会における福祉サービスの利用や社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進について定めるもの）を基本とし、高齢者支援・障害者支援・次世代育成行動などの分野別計画を包含した計画となっている。

2 「元気発進！北九州」プランに基づいた施策の展開

平成20年12月に、市の基本構想・基本計画として「元気発進！北九州」プランが策定され、保健福祉行政についてもまちづくりの取組みの柱「きずなを結ぶ」を中心に、「高齢者の支援」や「障害のある人の自立支援」、「健康づくり」、「人権の尊重」など、主要な基本目標が掲載された。

このため、今後は「元気発進！北九州」プランのもとで、保健福祉の各分野の計画を実施計画的に位置づけることとし、次期計画については本来の「地域福祉計画」として、地域における諸課題にしっかり対応していくための方針や施策を定めるものとする。

3 「地域福祉計画」の考え方

次期計画は、現行のマスタープランとその部門別計画という位置づけを見直し、

高齢者支援、障害者支援などの各分野別計画に共通する理念・基盤となる、地域における保健福祉活動の促進に向けた指針を規定する

（各分野別計画は、その共通の理念・基盤にのっとり、地域や関係団体と連携・協働しながら各種施策を実施する）

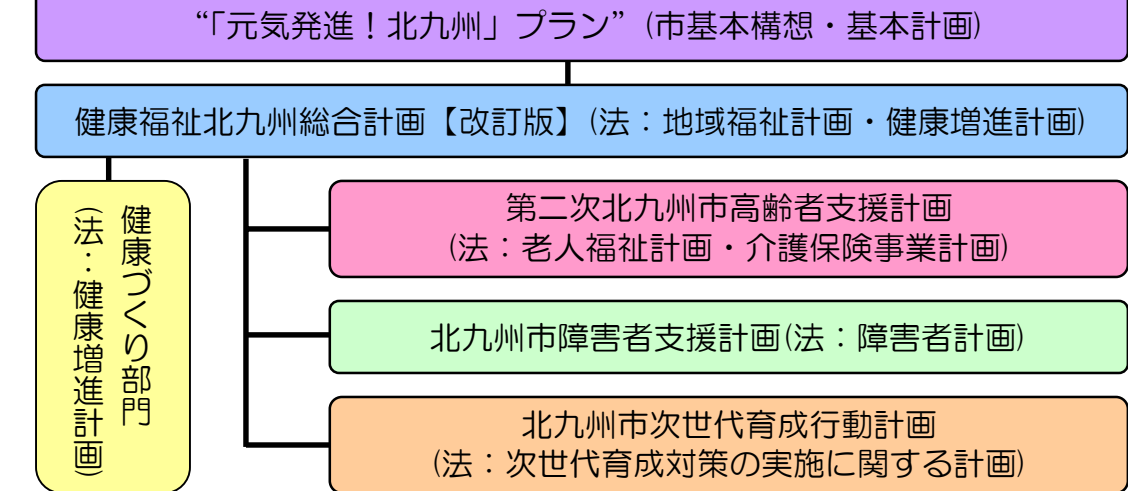
その他、各分野別計画がカバーしていない地域社会の課題への対応を定める

これら二つの性質を持った「地域福祉計画」として策定する。

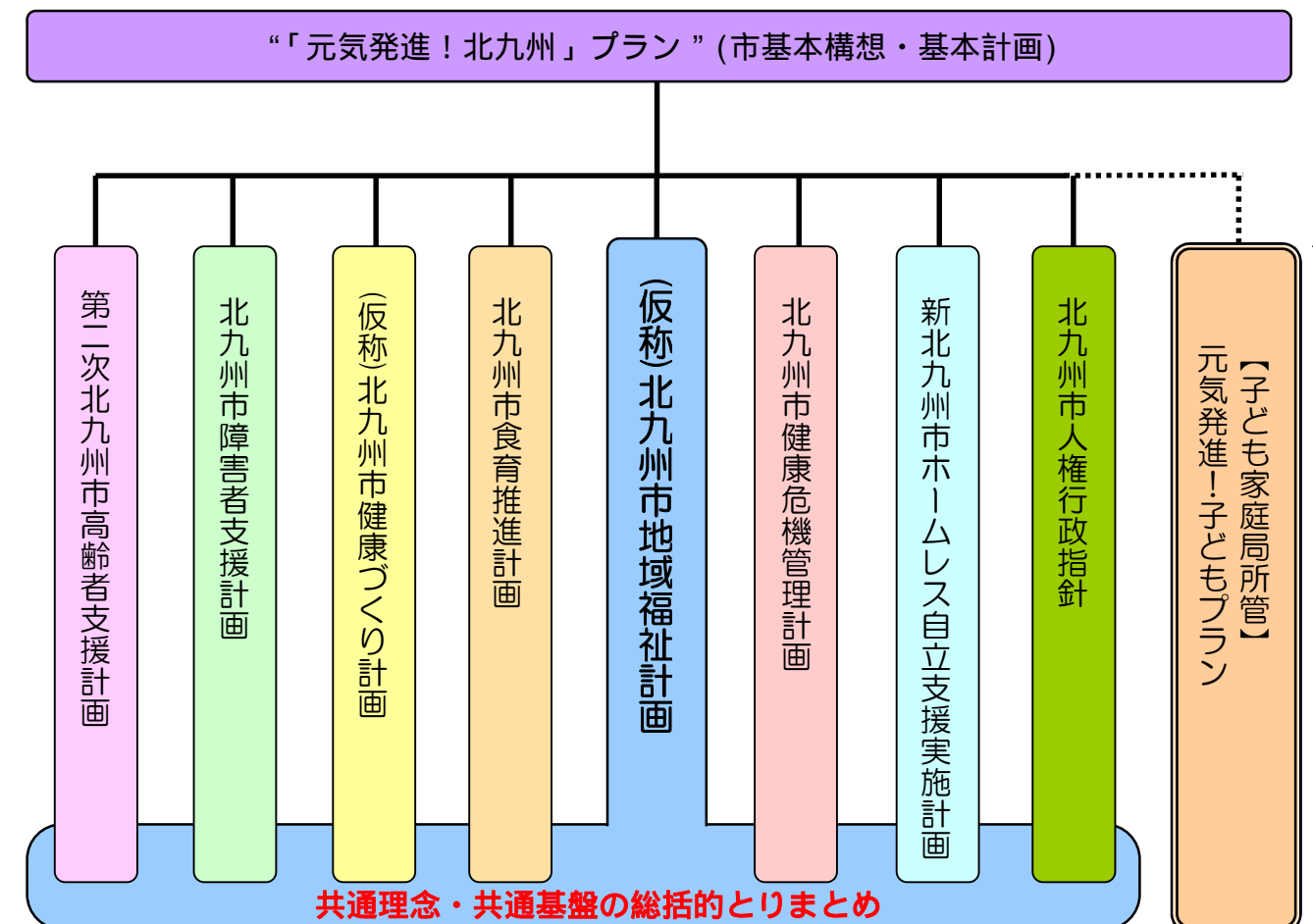
右図（保健福祉部門における計画体系）を参照

保健福祉部門における計画体系

現行



見直し案(平成23年度以降)



（仮称）北九州市地域福祉計画策定懇話会の開催について

1 開催の趣旨

次期地域福祉計画の策定にあたっては、現計画である「健康福祉北九州総合計画」の進捗状況を踏まえながら、高齢者、障害者、次世代育成等の個別分野にまたがる総合的な視点で地域の課題をとらえていくため、幅広くご意見を伺う必要がある。

したがって、現行の地域福祉計画である「健康福祉北九州総合計画」の見直し及びフォローアップをしていただいている「健康福祉北九州総合計画推進委員会」を母体とし、名称・目的に一部変更を加えた「（仮称）北九州市地域福祉計画推進懇話会」を開催することで、次期地域福祉計画策定に向けたご意見を伺う場としたい。

2 変更イメージ

健康福祉北九州総合計画推進委員会

【開催の目的】（要綱第1条）

「健康福祉北九州総合計画」の進捗及び見直し
について、幅広くご意見を伺うため

※名称・目的を一部変更

（仮称）北九州市地域福祉計画策定懇話会

【開催の目的】（要綱第1条）

「健康福祉北九州総合計画」の進捗

◎ 平成23年度以降の次期地域福祉計画の策定

について、幅広くご意見を伺うため

(仮称)北九州市地域福祉計画策定懇話会開催要綱(案)

(目的)

第1条 地域福祉の推進など、保健・医療・福祉のまちづくりについて、平成18年度から平成22年度までの5年間に重点的に取り組む内容等を定めた健康福祉北九州総合計画の進捗及び平成23年度以降重点的に取り組む内容等を定める次期地域福祉計画の策定について幅広く意見を聞くため、「健康福祉北九州総合計画推進委員会(以下、「委員会」という。)」を改め、「(仮称)北九州市地域福祉計画策定懇話会(以下、「策定懇話会」という。)」を開催する。

(構成員)

第2条 策定懇話会は構成員20人以内で組織する。

- 2 構成員は、保健・医療・福祉について優れた識見や専門知識を有する者、地域関係者及び公募委員等で構成し、市長が委嘱する。
- 3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から平成23年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から平成23年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 策定懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は策定懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 策定懇話会は座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開等)

第7条 策定懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合
 - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録等の公開)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過(発言の内容)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第 5 号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第 7 号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(責務)

第 9 条 **構成員**は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 **策定懇話会**の庶務は、保健福祉局総務部総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、**策定懇話会**の運営に関し必要な事項は、**座長**が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 月 日から施行する。

(仮称)北九州市地域福祉計画 策定スケジュール (案)

年度		平成22年度											
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>○ 現状・課題の把握</p> <p>○ 計画の理念・体系の検討 など</p> </div>												
住民の意見聴取	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>○ 市民・関係団体の意見聴取</p> </div>												
策定懇話会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1回 (6月4日)</p> <p>○新委員委嘱、正副委員長選出</p> <p>○計画の位置づけ・策定体制・スケジュールの確認</p> <p>○「北九州市地域福祉に関する市民意識調査」の結果について</p> <p>○現計画の進捗状況について など</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2回 (7月中旬)</p> <p>○計画の大枠提示 (理念・目標・体系等)</p> <p>○地域福祉のあるべき姿について など</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3回 (9月)</p> <p>○市民・関係団体への意見聴取の結果の報告</p> <p>○中間案の提示 (基本目標・主な施策等) など</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4回 (11月)</p> <p>○中間案のまとめ</p> <p>○パブリックコメントの実施について など</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5回 (1~2月)</p> <p>○パブリックコメントの結果報告</p> <p>○計画案(成案)のまとめ など</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>○ 計画案の作成</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>○ パブリックコメントの実施 (約1ヶ月)</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>計 画 の 策 定</p> </div>												